

既存の温泉施設について

申請手続など

改正法の施行日（H20.10.1）

温泉井戸を使い続けるなら

H21.3.31までに

温泉法第14条の5の規定による確認(申請)

温泉法第14条の2の規定による許可(申請)

いずれかの手続

許可の場合は技術上の基準が適用される。

温泉井戸を使わないなら

H20.10.1 までなら

それ以降は、改正法による手続

温泉法施行細則に基づく
採取の廃止報告書

可燃性天然ガスの調査

メタンがかなり含まれている場合

最初から許可申請しても支障ない。

一部の基準（設備関係）の対応は、H22.3.31まで猶予されるが、H21.3.31までに全ての技術基準に対応し、申請すれば手続は一度で完了

それ以外の場合は、メタンの濃度を調べる。

